

一般的な保護命令手続の流れ

①警察又は配偶者暴力相談支援センターに相談してください。

②申立書を作成し、戸籍や証拠（診断書や写真等）を収集してください。

あらかじめ裁判所に電話し、面接日を予約してください。

③裁判所に申立書その他の提出書類を持参し、その日のうちに申立人の面接をします。

直ちに裁判所から相手方に呼出状を送付します。

通常約10日後

裁判所から警察又は配偶者暴力相談支援センターに、①の相談がされているか照会します。

④相手方面接をします。

⑤申立てに理由があると判断されれば、

相手方に保護命令を即日言渡し

又は

後日相手方に保護命令謄本を郵送します。

※事案によっては、再度申立人の面接を行う場合や保護命令が発令されないこともあります。